入札参加に際しては、この競争入札参加者心得を十分に認識し、目黒区の内外を問わず、第三者に疑惑を持たれる行動のないよう、厳正な態度でのぞんでください。

競争入札参加者心得

目黒区教育委員会事務局

- 【お願い】1 来庁時は、環境保護と資源の節約のため、できるだけ公共交通機関をご利用ください。 駐車場が狭いため、駐車できないこともあります。
 - 2 開札会場では、携帯電話の電源は必ず切ってください。
 - 3 不明な点は、下記までご連絡ください。

目黒区教育委員会事務局教育政策課教育総務係

電 話 03 (5722) 9300

FAX 03 (5722) 9332

	次
1	趣旨 (第1条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 真
	資格確認及び指名の取消し(第2条 $-$ 第4条)・・・・・・・・・・・・・・・・・3 \mathbb{R}
	入札の基本的事項(第 5 条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 $\mathbb P$
	公正な入札の確保 (第6条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 \S
	入札の方法(第7条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4章
	入札書の書換え等の禁止(第8条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・4頁
	入札の辞退(第9条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4頁
	開札(第10条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 頁
	入札の無効(第11条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 \bar{p}
	入札の取りやめ等(第12条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5頁
	落札者の決定等(第13条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 頁
	最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合(第14条)・・・・・・・・5頁
	入札の回数 (第15条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 章
	くじによる落札者の決定(第16条)・・・・・・・・・・・・・・・・・5 \bar{p}
	契約書等の作成(第17条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 頁
	契約書の作成の省略(第18条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 頁
	契約の確定 (第19条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 頁
18	別紙《入札書の記入方法》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7頁

(趣 旨)

第1条 目黒区教育委員会が実施する指名競争入札(以下「競争入札」という。)及びその他の取扱いについて、この心得を定める。

なお、東京電子自治体共同運営電子調達システムを用いて行う競争入札等については、別に定める「競争入札参加者心得【電子調達案件用】」によることとする。

(資格確認及び指名の取消し)

- 第2条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当することとなった場合は、直ちに届け出なければならない。
- 2 前項の届出をした者に対して行った指名競争入札の参加者の指名は、特別の理由があると 認める場合(被保佐人、被補助人又は未成年者であるが、契約締結のために必要な同意を得 ている場合等)を除き、これを取り消す。
- 第3条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該資格確認及び指名は、これを取り消す。
 - (1)目黒区競争入札参加者指名停止措置基準(平成2年4月1日付け目総契第740号)に定める 措置要件に該当するとき。
 - (2)目黒区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年7月28日付け目総契第4070号)に 定める措置要件に該当するとき。
 - (3) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (4) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立 を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (5) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (6)地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (7)正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (8) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に 虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (9)この項(この号を除く。)の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 前項に規定するほか、資格確認若しくは指名を受けた者又はその代理人、支配人その他の 使用人がこの心得に違反した場合は、当該資格確認又は指名を取り消すことがある。
- 第4条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者について、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認める事態が発生したときは、当該資格確認及 び指名を取り消すことができる。

(入札の基本的事項)

- 第5条 入札参加者は、教育委員会から指示された図面、仕様書及び契約書案その他契約締結 に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。
- 2 図面及び仕様書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された 書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契 約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
- 3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。 ただし、確認通知又は指名通知において単価によるべきことを指示した場合においては、 その指示するところによる。
- 4 契約条項を示す場所は、目黒区教育委員会事務局教育政策課教育総務係とする。

(公正な入札の確保)

- 第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は 入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

(入札の方法)

- 第7条 入札参加者は、確認通知又は指名通知において示した日時及び場所に、入札書を教育 委員会職員の指示により入札箱に投入しなければならない。入札書の記入方法は別紙のとお りとする。
- 2 入札参加者は、教育委員会が積算内訳書の提出を求めた場合は、開札時に積算内訳書を提 出しなければならない。

(入札書の書換え等の禁止)

第8条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。 (入札の辞退)

- 第9条 入札参加者は、入札書を提出するときまで、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札前に入札参加者が入札を辞退するときは、件名と辞退の理由並びに目黒区に登録している会社名、会社所在地、代表者名を記した辞退届を目黒区教育委員会事務局教育政策課教育総務係へ提出する。
- 3 入札中においては、入札書に辞退の旨を記載して入札箱に投入する。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(開 札)

第10条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札者を立ち合わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない教育委員会職員を立ち合わせる。

(入札の無効)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
 - (2) 所定の日時までに入札箱に投入されなかった入札
 - (3) 入札書の記載事項が不明である又は入札書に記名のない入札
 - (4) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者のした入札
 - (5) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者のした入札
 - (6) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
 - (7) 再度の入札の入札書に、それまでの最低入札金額と同額以上の金額が記載された入札
 - (8) 入札金額が予定価格を著しく下回り履行が困難と判断された入札
 - (9) 開札後に、入札書記載の金額について入札者から錯誤の申出があり、かつ、入札者に 重大な過失が認められず、教育委員会が当該記載の金額の錯誤を認めた入札
 - (10) 前各号のほか、入札条件に違反した入札

(入札の取りやめ等)

第12条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(落札者の決定等)

第13条 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、売却及び貸付の場合においては、予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札者とする。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第14条 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認めるときは、区はその者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(入札の回数)

- 第15条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札が ないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。
- 2 再度の入札の回数は、原則として2回以内とする。
- 3 再度および再々度の入札において、その前回の入札が第11条各号(だたし、第9号は除く。) の規定により無効となる入札を行った者は、再度の入札に参加することはできない。

(くじによる落札者の決定)

第16条 落札又は落札予定となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者

にくじを引かせて、落札者又は落札予定者を決定する。

2 前項の際、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない教育委員会職員がくじを引く。

(契約書等の作成)

- 第17条 落札者は、落札が決定した日から起算して5日以内に、契約書(契約書の作成を省略する場合にあっては、請書)に記名押印(請書の場合は、記名)の上、提出しなければならない。
- 2 前項の期間は、教育委員会が必要があると認めるときは、あらかじめ、確認通知又は指名 通知において指示するところにより伸縮することができる。
- 3 前2項の期間内に契約書(契約書の作成を省略する場合にあっては、請書)を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。
- 4 契約書の提出があったときは、教育委員会の契約担当者等が当該契約書に記名押印し、1 部を落札者に返付する。

(契約書の作成の省略)

第18条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ確認通知又は指名通知において指示する。

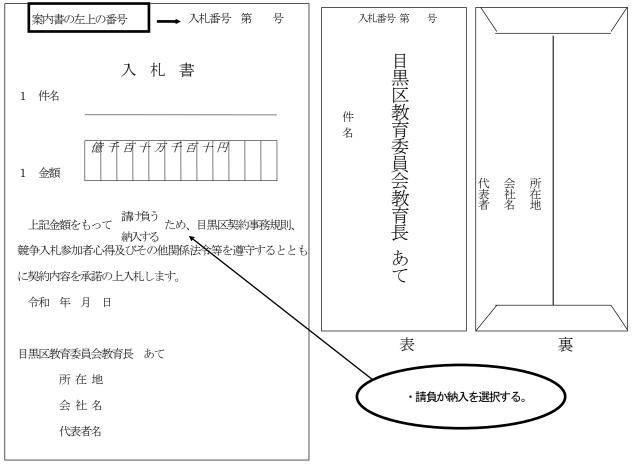
2 契約書の作成を省略する場合は、落札者は請書を提出しなければならない。

(契約の確定)

第19条 契約書を作成する契約においては、当該契約は、契約担当者等が落札者とともに契約 書に記名押印したときに確定する。

別紙《入札書の記入方法》

1 入札書は、次の書式により封書に封緘して指定された日時・場所に提出しなければならない。



(再度の入札を行う場合があるので、入札書は実際 に投函するもののほかに、記入できる状態の白紙の入札書を2通用意のこと。)

- 2 入札書は次の要領で記入すること。
 - (1) 感熱紙、鉛筆その他消えやすい用具を使用しないこと。
 - (2) 記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額の110分の10を減じた額とする。また、端数が生じたときは、小数点以下第二位未満を切捨てた額とする。
 - ☆契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10を加算した金額(単価契約の場合を除き、この金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。
 - (3) 金額は、頭書に¥の記号を付記したアラビア数字(1、2、3・・・)を用いて、正確かつ明瞭に記入し、訂正をしないこと。
 - (4) 入札書の所在地、会社名、代表者名等は目黒区に登録したものとすること。